

かほく市営駐車場指定管理者募集要項

かほく市地域政策部地域創生課

令和8年9月

[目 次]

1. 公募する施設の概要等	1
2. 管理運営の基本方針	1
3. 指定管理者が行う管理の基準	1
4. 指定管理者が行う業務の範囲等	2
5. 管理運営に要する経費の算出等について	2
6. 指定管理者の指定期間	3
7. 利用料金収入	3
8. 利用料金、指定管理者の収入及び経費等	3
9. 応募者の資格等	4
10. 応募の手続き	7
11. 指定管理者の候補者の選定	8
12. 指定管理者の候補者選定後の手続き等	10
13. 留意事項	11
14. 各種税の取扱い	11
15. 問い合わせ先	12

かほく市営駐車場指定管理者募集要項

かほく市営駐車場(以下「駐車場」という。)の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及びかほく市営駐車場条例(平成16年かほく市条例第149号、以下「条例」という。)第17条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集します。

1. 公募する施設の概要等

(1) 名称 かほく市営駐車場

駐車場の名称、所在及び概要等については、別紙(1)のとおりとする。

ただし、高松駅前駐車場は指定管理期間の開始前に、区画整備により、履行開始時に月極駐車場29台、一時利用駐車場18台に変更となります。

(2) 施設の利用状況

駐車場の利用状況については、別紙(2)のとおりとする。

(3) 駐車場の運営経費

駐車場の運営実績については、別紙(3)のとおりとする。

2. 管理運営の基本方針

指定管理者は、公の施設であることを念頭に置き、住民生活の利便を増進するとともに、道路交通の機能確保を図ることとした駐車場の設置目的をより効果的及び効率的に達成し、もって公共の福祉の一層の増進を図ること。

3. 指定管理者が行う管理の基準

(1) 供用日

全日(24時間)とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(2) 個人情報の取扱い

指定管理者は、管理運営を通じて取得した個人に関する情報を保護するため、別途締結する協定で定める措置をとる必要があります。

(3) 関係法令等の遵守

指定管理者は、駐車場の管理運営を行うにあたっては、関係法令、関係条例等を遵守する必要があります。(地方自治法(昭和22年法律第67号)等)

4. 指定管理者が行う業務の範囲等

(1) 業務の範囲

業務の範囲は下記並びに別添「かほく市営駐車場指定管理者仕様書」のとおりとします。なお、部分的な業務の委託については、あらかじめ市の承認を得たうえで、他の事業者へ委託できるものとします。

- ① 駐車場の利用の許可に関する業務
- ② 駐車場の利用料金の徴収に関する業務
- ③ 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ④ その他、駐車場の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(2) 指定管理者と市の責任分担

市と指定管理者の責任分担は、別紙の「リスク分担表」によるものとします。ただし、同表に定めのない事項については、市と指定管理者が協議して定めることとします。

5. 管理運営に要する経費の算出等について

管理運営に要する経費については、事業計画書において提示のあった金額を参考に協定書で定めます。なお、管理に係る金額の算出にあたっては、以下の経費を含めるものとします。

- ① 本業務を履行するために必要な人件費、需用費、役務費、委託料及びその他必要な経費を計上すること。
- ② 電子マネー使用にかかる経費として、毎月の基本使用料及び手数料を計上すること。
- ③ 施設賠償責任保険料に加入すること。なお、駐車場管理に係る火災保険は市が加入する。
- ④ 精算機導入メーカーの保守点検委託料を計上すること。

6. 指定管理者の指定期間

指定期間は、5年間(令和9年4月1日～令和14年3月31日)とします。

ただし、指定管理者が市の指示に従わない時並びにその他当該指定管理者による業務を継続することが適当でないと認められるときは、市はその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

7. 利用料金収入

駐車場を利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入として収受することができます。また、利用料金は条例で定める額の範囲内において、市長の承認を受けて指定管理者が定めることができます。

8. 利用料金、指定管理者の収入及び経費等

(1) 利用料金

- ① 当該駐車場は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入とする「利用料金制」を採用する。このため、管理運営業務の対価とする指定管理料の支払は行わない。指定管理者は、利用者が支払う利用料金によって市営駐車場の管理運営(消費税及び地方消費税の納付を含む。)を行う施設の管理運営に要する維持管理費(水道光熱費等を含む)等の経費は、施設を管理運営することにより得た事業収入等をもって指定管理者が負担するものとします。
- ② 利用料金については、かほく市営駐車場条例別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。なお、指定管理者は利用料金の設定にあたっては、利用率の向上、サービスの向上に配慮すること。
- ③ 利用料金を収入とする口座は、専用口座を設け管理すること。また、指定管理者としての業務にかかる経費とその他の業務に係る経費を区分すること。
- ④ 指定管理者は、指定管理業務で得た収入を規定する事業以外に使用しないこと。

(2) 市への納付について

- ① 各年度の利用料金の収入実績額と支出実績額(減価償却費を支出に含む)の収支が黒字になった場合の黒字額の一部を市に納付する額・率等について提案することができる。提案については、市への現金納付だけでなく、市民還元につながる提案であれば可能とする。

- ② 市への納付や市民還元につながる提案の詳細については、提案内容を踏まえつつ、毎年度の決算状況や今後想定される経費増などを見据え、市と指定管理者において協議し、決定することとし、協定書に定める。
- ③ 各年度の利用料金の収入実績額と支出実績額の収支(減価償却費を含む)が赤字となった場合においても、原則市からの補填等を行わない。ただし、施設の老朽化による修繕、大規模な災害の発生、感染症の蔓延、政策上の理由、その他指定管理者の責めに帰すことができない事由により、利用料金収入が確保できず、赤字となった場合は、別途協議を行うこととする。

(3)利用料金の免除

かほく市営駐車場条例及び同施行規則で規定する免除の対象者による利用については、利用料金の免除を行うものとする。なお、免除に伴う減収分については補填しない。

(4)利用料金の還付

かほく市営駐車場条例及び同施行規則で規定する還付の対象者に利用料金の還付を行うものとする。なお、還付に伴う減収分については補填しない。

9. 応募者の資格等

(1)応募者の資格

応募者の資格は、指定期間中、施設を安全かつ円滑に管理運営できる法人又はその他の団体であって、次のいずれにも該当しないものとします。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもので規定される一般競争入札に参加させることのできないものに該当するもの
- ② かほく市から指名停止措置を受けているもの
- ③ 法人税、消費税、地方消費税又は法人市民税等を滞納しているもの
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続きを行っているもの
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
- ⑥ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消しを受けたもの

- ⑦ 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けたもの。ただし、当該勧告を受けた後に、必要な指定の実施について労働基準監督署に報告し、対応を実施済みである場合を除く。

(2) 応募者の形態

- ① 複数の団体がグループ(共同事業体)(以下「グループ」という。)を構成して応募する場合(以下「グループ応募」という。)は、代表団体を定めてください。
- ② グループは応募時にグループ構成や役割分担、代表者への委任等を定めたグループの協定書の写しの提出が必要です。
- ③ 指定管理者の候補者が新たに法人を設立する場合には、指定管理者の候補者の選定後に当該法人の登記事項証明書(又は登記簿謄本)又は法務局登記官の受領証の写しを提出してください。

(3) 応募の制限

- ① 応募1団体又はグループにつき、申請は1件とします。
- ② 単独で応募した団体はグループ応募の構成員となること及びグループ応募の構成員である団体が他のグループ応募の構成員となることはできません。

(4) 応募書類

かほく市営駐車場指定管理者の募集要項に基づき応募するには、以下の書類(別途添付)を提出してください。ただし、提出書類は、A4サイズ縦長、横書きとします。

- ① 指定管理者指定申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 管理運営の内容に関する事項(様式第3号)
- ④ 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の収支予算書(様式第4号)
整備工事後の台数(月極駐車場29台、一時利用駐車場18台)を前提として、利用料金収入の試算及び収支計画を作成すること
- ⑤ 共同事業体協定書兼委任状(様式第5号)(グループ応募の場合のみ必要)
- ⑥ 団体の概要(様式第6号)
- ⑦ 本施設と類似する施設に関する事業の実績を記載した書類(様式第7号)

⑧ 誓約書(様式第8号)

(5) 添付書類

- ① グループの協定書の写し(グループ構成や役割分担、代表者への委任等を定めたもの)
- ② 法人等の定款又はこれに準ずるもの
- ③ 法人の登記事項証明書もしくは登記簿謄本及び印鑑証明書(申請日の3ヶ月以内に取得したもの)
- ④ 市税・法人税の納税証明書、消費税の滞納がない証明書(直近3年間)
- ⑤ 事業(営業)報告書(直近3年間)申請者の活動等に関する実績及び実施計画の内容がわかるもの
- ⑥ 貸借対照表、損益計算書(又は収支計算書)、最近の予算及び決算等経営の規模及び状況がわかるもの(直近3年間)
- ⑦ 法人等の本年度事業計画書及び収支予算書
- ⑧ 役員の名簿
- ⑨ その他、市長が必要と認める書類

(6) 提出部数(正本1部、副本10部)

(7) 留意事項

- ① 必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ② グループ応募の場合には、構成員ごとに(5)の付属書類を作成してください。
- ③ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- ④ 提出された書類の内容を変更することはできません。
- ⑤ 提出された書類は返却しません。
- ⑥ 応募に要する費用は、申請者の負担とします。
- ⑦ 指定管理者指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式第11号)を提出してください。

- ⑧ 提出された応募書類は、かほく市情報公開条例に基づく情報公開の請求により開示する場合があります。

10. 応募の手続き

(1) 募集要項の配付

① 配布期間

令和8年9月9日(水)から9月18日(金)まで(土日を除く)の
午前9時から午後5時まで

② 配布場所

かほく市地域創生課(かほく市役所 北フロア2階)

〒929-1195 かほく市宇野気ニ81番地

※かほく市のホームページからも入手できます。

<http://www.city.kahoku.ishikawa.jp>

(2) 公募説明会

開催日時：令和8年9月18日(金) 午前10時から

開催場所：かほく市役所 3階 301会議室

参加申込：公募説明会の参加申し込みは、参加申込書(様式第10号)に必要事項を記載し、令和8年9月17日(木)午後5時までに電子メールにより地域創生課へ直接お申し込みください。

宛て先のメールアドレスは、chiiki@city.kahoku.lg.jp です。

電子メールの件名は、【かほく市営駐車場公募説明会参加申込み】としてください。

※ 当日は募集要項、仕様書など市のホームページに掲載の資料について説明を行いますので、参加される方は事前に配布した関係書類をご持参ください。

(3) 応募書類の提出方法

応募書類の提出は持参とします。

(4) 応募書類の提出場所

かほく市 地域創生課に持参又は書留郵便により郵送してください。

電子メール、FAXによる提出はできません。

※ 郵送の場合、最終日の午後5時までに必着のこと。

(5) 応募期間

令和8年9月25日(金)～令和8年10月5日(月)

(6) 留意事項

- ① 応募書類の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。
- ② 募集内容に関する質問は、令和8年9月18日午後5時までに質問書(様式第9号)により行ってください。郵送、ファックス及びメールも可とします。なお、電話又は口頭による質問は受け付けません。
- ③ 質問に関する回答は、市公式ホームページに令和8年9月24日に掲載予定です。

11. 指定管理者の候補者の選定

(1) 候補者の選定方法

指定管理者の候補者の審査は、かほく市が設置する指定管理者選定審議会が事業計画書等の内容を精査し、本要項及び次に掲げる評価指標の項目に照らして総合的に判断します。

(2) プレゼンテーションについて

指定管理者選定審議会は、提案内容のプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。実施場所、日時については別途応募者へ通知します。

応募者のプレゼンテーションは、1団体につき参加人数は3名以内とし、説明時間は30分以内とすること。なお、事前に提出された応募書類以外の資料を用いてプレゼンテーションを行う場合は、審査当日に必要な部数を用意すること。また、プロジェクター等の機器は使用できませんので、必要な場合は、事前に申込ください。

(3)選定基準

選定委員会において審査方法を定め、総合点数方式により採点のうえ選定します。

なお、審査基準ごとの審査の観点及び配点は、次のとおりです。

区 分	内容・項目	比較検討資料	視 点	配点
1 施設の効用を最大限発揮できる計画等	① 施設管理の運営方針	事業計画書 運営方針について	・施設の設置目的や指定管理者制度の趣旨について十分理解した方針となっているか。 ・公平性、公共性が確保されているか。	10
	② 苦情等への対応方法について	事業計画書 苦情、緊急時の対応方法について	・トラブル発生時の責任者の対処体制は適切か。 ・苦情に対して誠実に対処できるか、また、このことが施設運営にいかされるか。	15
	③ 管理運営に必要な人員配置	事業計画書 職員の配置及び採用について	・適切な運営が可能な体制か。 (人員、習熟度) ・地元雇用や障害者、高齢者雇用の考えはどうか。	10
	④ 施設の安全対策、緊急時対策について	事業計画書	・緊急時における組織対応や連絡体制は明確か。 ・個人情報記載書類やパソコンの管理について、具体的な保護規定の策定を行っているか。 ・施設内での事故軽減に向けた効果的な取組みが示されているか。	10

2 施設の収支計画と管理運営等	⑤利用者サービスへの向上	事業計画書 サービスの質の確保・向上について	・サービス向上や利用者増を図り、施設の効用を高める具体的な創意工夫が見られる事業計画となっているか。	15
	⑥ 管理運営費の収支計画	収支予算書	・かほく市への納入額。 ・安定した経営が可能か。 ・経費の節減及びサービスが両立した内容となっているか。	15
3 安定した管理運営能力	⑦ 申請団体の経営状況	貸借対照表及び損益計算書	・安定して運営を続けられる団体であるか。	10
	⑧ 申請団体の事業実績	事業計画書 運営している施設名	・実績が駐車場運営に有効であるか。	10
	⑩ 専門性、熱意、意欲	事業計画書全般	継続して熱意のある運営が可能であるか、また、意欲があるか。	5
合計点数				100

12. 指定管理者の候補者選定後の手続き等

(1) 候補者との協議

候補者と管理運営の業務の細目について協議を行います。市は必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。候補者と協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった応募者を指定管理者の候補者として協議を行います。

(2) 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定に関する事項について、議会での議決を経て指定管理者として指定するとともに、指定期間における基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごと(4月1日から翌

年3月31日まで)に締結する「年度協定」を締結します。なお、おおまかなスケジュールは次のとおりです。

令和8年10月中旬以降	選定審議会の開催
	指定管理候補者の決定
12月(12月議会)	指定管理者の議決
令和9年 1月～3月	協定等締結、事務引継
4月 1日	指定管理者による管理運営開始

13. 留意事項

- (1) 候補者については、議会議決後、市ホームページにより選定結果を公表します。開示請求があった場合、応募書類及び議事概要を開示しますので、ご承知のうえ応募してください。
- (2) 指定管理者は、かほく市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消される、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられることがあります。従って、指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前においても、財務状況の悪化又は社会的信用を著しく損なう等により事業の履行が確実でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、基本協定を締結しない又は基本協定を解除することがあります。
- (3) 指定管理者の指定を取り消し、基本協定の解除等を行った場合、指定管理者に対して違約金及び損害賠償の請求を行います。違約金等の詳細については、基本協定で定めま

14. 各種税の取扱い

(1) 事業所税

総務省市町村税課長の通知(平成17年11月14日総税市第59号)に基づき、利用料金制を適用している公の施設の管理運営事業は、事業所税の課税上は収益事業として扱われ、公益法人が指定管理者である場合も含めて事業所税の課税対象となる可能性があります。なお、各施設・各指定管理者の具体的な判定については、各指定管理者が確認することが必要となります。

(2) 法人税・法人市民税・法人県民税

指定管理者として公の施設の管理運営を行う際、株式会社、財団法人等だけでなく、特定非営利活動法人、地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体、法人でない社団及び財団で代表者又は管理人の定めがあるもの場合には、「法人」として、法人税、法人市民税及び法人県民税が事業内容によっては課税対象となりますので、詳細は各関係機関にお問合せください。

15. 問合せ先

かほく市地域政策部地域創生課(担当 吉田・架谷)

〒929-1195 石川県かほく市宇野気ニ81番地

電話:076-283-7132 FAX:076-283-4242

mail: chiiki@city.kahoku.lg.jp